

水道事業

1 水道事業の経営（変更）認可の申請（法第6条、第10条）

（1）認可の該当要件

① 水道事業の創設（法第6条）

新規に水道事業を経営しようとする場合。

② 水道事業の変更（法第10条）

次のいずれかに該当する場合（軽微な変更及び他の水道事業全部譲り受けを除く）

- 給水区域の拡張
- 給水人口の増加
- 給水量の増加
- 水源の種別の変更
- 取水地点の変更
- 浄水方法の変更

（2）認可申請の時期

水道事業の経営を行おうとする（又は変更しようとする）者は、予め認可申請し、認可を得たのちに事業着手すること。

（3）提出先

① 特定水源水道事業※以外、又は、計画給水人口が5万人以下の水道事業に係る認可は、保健所経由で知事へ提出。

（法第46条、令第14条第1項）

② 特定水源水道事業であって計画給水人口が5万人を超えるもののうち、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更で当該変更に係る工事費の総額が1億円以下である場合の変更認可は、保健所経由で知事へ提出。

（法第46条、令第14条第3項）

※「特定水源水道事業」とは、河川法第3条第1項に規定する河川の流水を水源とする水道事業及び同河川の流水を水源とする水道用水供給事業を經營する者から供給を受ける水を水源とする水道事業をいう。

③ ①及び②以外は、厚生労働大臣へ提出。

（4）提出部数

知事あての申請書の提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

（5）提出様式

「様式第1号」による。

番 号
年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

申請者住所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)
水道事務所の所在地

水道事業経営（変更）認可申請書

〇〇市〇〇水道事業経営（変更）をしたいので、水道法第6条（又は第10条）の規定に基づき、別紙関係書類を添えて認可申請します。

目 次

I	申請の概要	P〇
II	事業（変更）計画書	
1	給水区域、給水人口及び給水量	
2	水道施設の概要	
3	給水開始の予定年月日	
4	工事費の予定総額及びその予定財源	
5	給水人口及び給水量の算出根拠	
6	経常収支の概算	
7	料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件	
8	工事費の算出根拠	
9	借入金の償還方法	
10	料金の算出根拠	
11	給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法	
III	工事（変更）設計書	
1	一日最大給水量及び一日平均給水量	
2	水源の種別及び取水地点	
3	水源の水量の概算及び水質試験の結果	
4	水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造	
5	浄水方法	
6	配水管における最大静水圧及び最小動水圧	
7	工事の着手及び完了の予定年月日	
8	主要な水理計算	
9	主要な構造計算	
IV	その他厚生労働省令で定める書類	
1	水道事業等の経営を必要とする理由を記載した書類	
2	水道事業経営に関する意志決定を証する書類	
3	法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類	
4	取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	
5	定款・寄付行為又は規約	
6	給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び 給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類	
7	その他、図面	

I 申請の概要（自由様式）

※ 今回申請の背景や内容について、簡潔に述べること。

II 事業（変更）計画書

1 給水区域、給水人口及び給水量（様式1）

※ 給水区域は、原則として、町名、字名等で記載すること。

※ 給水人口及び給水量は、既認可時点、現時点（実績）及び今回申請のものを記載すること。

※ 設置条例、給水条例等で給水区域、給水人口、給水量を確認できること。

※ 変更認可の場合は、新旧対比して示すとともに拡張区域が明示されていること。

2 水道施設の概要（自由様式）

※ 水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力及び概要等について水系ごとに貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（配水管路除く）の概要を記載すること。（フロー図を添付すること）

※ 変更認可の場合は、既認可時点と今回申請に分け新旧対比して示すこと。

3 給水開始の予定年月日（自由様式）

※ 給水区域内の需要者に対する給水開始の予定年月日を明示すること。

※ 給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合や水道施設を部分的に稼働させ給水を開始する場合には、一部給水開始や部分的な稼働開始による給水開始の予定年月日とともに、給水区域の全域の給水開始や水道施設等を全部稼働させ給水を開始する予定年月日が明示されていること。

4 工事費の予定総額及びその予定財源（様式2）

※ ここでいう工事費とは、水道の布設工事等に要する費用、ダム等の負担金又は分担金、工事に係る用地費及び補償費並びに事務費等、今回申請の認可に係る事業の実施に要する費用をいう。

※ 計画目標年次（年度）に至るまでの年度ごとに工種別の工事費及び財源を明示すること。

5 給水人口及び給水量の算出根拠（自由様式）

（1）給水人口の算出

給水人口は、当該地域の社会的条件を基礎として、合理的に設定した常住人口に給水普及率を乗じて定める。その際の給水人口は、当該事業計画期間内で最大となる給水人口を包含する適切な値とする。

常在人口の推定は、通常、地方公共団体が策定する基本構想等や水道基盤強化計画と整合していることが望ましいが、基本構想等や水道基盤強化計画の計画値が事業計画上不相当と考えられる場合には、別途推計を行うこと。

(2) 給水量の算出

給水量は用途別の実績給水量を踏まえて推計を行う（実績給水量を用途別に把握できない事業者にあつては、これによらず算出しても差し支えない）。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

(3) 水需要予測の簡素化

同種作業の重複を避けるため、要件を満たした場合に限り、水需要予測を簡素化することができる（給水区域の拡張に係る事業変更を除く）。詳細は厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の水道事業等の認可等の手引きを参照。

6 経常収支の概算（様式3）

※ 収益的収支及び資本的収支が、計画目標年次（年度）に至るまでの年度ごとに記載されていること。

※ 資本欠損等が見込まれる場合には、併せて補償財源及び補償方法を示すほか、剰余金、内部留保金の取り扱い等についても明らかにすること。

※ 収支の積算根拠は、科目ごとに明らかにされていなければならない。

※ 様式3は、地方公営企業法施行規則で定める損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の各様式をもって代えることができることとする。

※ 10年以上を基準とした合理的な期間について水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを公表するよう努めなければならない。認可等に関する申請においても、当該収支の見通しの作成・公表を参考にし、合理的な期間について経常収支の概算を作成することが考えられる。

7 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

※ 給水条例（供給規程）に次の内容が明示されていること。

- ・ 水道料金
- ・ 水道事業者の責任に関する事項
- ・ 需要者の責任に関する事項
- ・ 給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出根拠
- ・ 貯水槽水道に関する水道事業者及び貯水槽水道設置者の責任に関する事項

※ 給水条例又は供給規定の写しを添付すること。

8 工事費の算出根拠（自由様式）

※ 工事費総括書、本工事費内訳書が記載されていること。

工事費内訳書については参考添付（P16）

※ 「IV-3 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」に示す工事費の予定総額の根拠となるものであること。

※ 一位代価表等は、提出を要しない。

9 借入金の償還方法（自由様式）

※ 償還金の額が最大となる時期を含む一定期間について、償還金の元金及び利息の合計額が、年度ごとに明らかにされていること。

10 料金の算出根拠（様式4）

※ 計画目標年次（年度）までの給水原価が算出されるとともに、この期間の水道料金設定の考え方及びその算出根拠を明示すること。

※ 様式4については、本様式に因りがたい場合には、別途作成しても差し支えない。

11 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法（自由様式）

※ 給水条例（供給規程）に記載の給水装置工事の費用負担区分とその額の算出方法を簡潔に記載すること。

※ なお、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させようとする場合において、給水装置工事費の費用の負担区分及びその額に変更がないときは、記載を省略しても差し支えない。

III 工事（変更）設計書

1 一日最大給水量及び一日平均給水量（様式5, 6）

※ 「II-5 給水人口及び給水量の算出根拠」を基に、計画目標年次（年度）まで、年度ごとに記載（グラフ含む）すること。

※ 工事を伴う場合は工事施工期間を明示すること。

2 水源の種別及び取水地点（様式9）

※ 既認可時点、現時点（現況）、今回申請の計画目標年次（年度）に分けて水源の種別及び取水地点を記載する。

※ 水源の種別の区分は、以下の区分とする。

- ・ 河川水（自流水）
- ・ 湖沼水（自流水）
- ・ ダム水（放流水を含む）
- ・ 伏流水（河川水が地下に伏流したもの）

- ・浅層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）
- ・深層地下水（第一不透水層より深層部の地下水）
- ・湧水
- ・水道用水供給事業から供給を受ける水
- ・その他（海水、ため池等）

※ 取水地点は、地番、地先名を記載すること。

※ 表流水、伏流水にあつては水利権の許可年月日、許可番号、地下水にあつては井戸深度、計画取水量、深層地下水の場合は第一不透水層深度等も含めて記載する。

3 水源の水量の概算及び水質試験の結果

(1) 水源の水量の概算（様式10）

※ 計画目標年次（年度）までの年度ごとの一日最大取水量と「Ⅲ－2 水源の種別及び取水地点」に記載した水源ごとの取水可能量及び計画取水量を記載すること。

※ 計画取水量については、「Ⅳ－3 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」を踏まえて適切に策定したものであること。期別で変動するものにあつては期別ごとに記載すること。

(2) 水質試験の結果（様式11）

※ 水源において水質が最も悪化していると考えられる時期、すなわち、降雨、降雪、洪水、渇水時等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないので、この時期を含んで過去1年以内に行った原水の全項目試験（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味は省略可。）の結果を添付すること。

※ 必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。

※ クリプトスポリジウム等の指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源についてはクリプトスポリジウム等の試験結果についても記載されていること。

※ 河川水、湖沼水、ダム水、伏流水、地下水、湧水等の新設水源にあつては少なくとも4半期ごとの水質試験結果を添付し、必要に応じて水源水質の将来予測結果を添付すること。

※ 変更認可の場合、既存水源についても水質検査結果を添付すること。

※ 様式11については、本様式に因りがたい場合には、別途作成しても差

し支えない。

- 4 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造（様式 1 2、1 3）
 - ※ 様式 1 2 に水道施設のうち貯水施設及び浄水施設について、既認可、現状、今回申請に分けてその設置場所、標高、水位（変動する場合は高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）、構造（形状、材質、型式等）を記載すること。
 - ※ 様式 1 3 に導水施設、送水施設、配水施設の管路について、口径ごとに構造（形状、材質等）を記載すること。配水池及び排水処理施設については、規模等（容量、寸法等）を記載すること。

- 5 浄水方法（様式 1 4）
 - ※ 浄水方法について、既認可、現況、今回申請に分けて、浄水場ごとに浄水方法及び現況施設における水質上の課題を記入すること。
 - ※ 工程毎に処理の主要諸元（薬品注入量、滞留時間等）を記載すること。
 - ※ オゾン処理、生物処理、紫外線処理を行う場合、又は規則第 7 条の 2 第 2 号に掲げられていない施設を利用する場合には、実験データ等により、安全性・確実性・経済性・維持管理計画等を明らかにすること。
 - ※ その浄水方法を選定した理由を添付すること。

- 6 配水管における最大静水圧及び最小動水圧（様式 1 5）
 - ※ 浄水場の系統（配水区域）ごとに配水管から給水管に分岐する箇所における最大静水圧及び最小動水圧を記載すること。併せて、少なくとも、給水区域内で最大静水圧となる箇所と最小動水圧となる箇所について記載すること。
 - ※ 最小動水圧が 150 キロパスカルを下回る場合、最大静水圧が 740 キロパスカルを上回る場合は、給水に支障がないことを示すこと。
 - ※ 消火栓使用時において、配水管内で最小動水圧となる値及びその箇所についても記載し、正圧に保たれていることを示すこと。

- 7 工事の着手及び完了の予定年月日（自由様式）
 - ※ 水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日を明記する。
 - ※ 工事が無い場合は「該当なし」で差し支えない。
 - ※ 工事区域を幾つかの区域に分けて段階的に工事が完了する場合には、それぞれの区域に対する工事完了の予定年月日を明記すること。

- 8 主要な水理計算（自由様式）
 - ※ 配水系統ごとの水位、水圧、水量等に関する計算とともに、各施設の計

画諸元を記載すること。

※ 記載すべき水道施設は、取水堰、取水門、取水塔、取水管きょ、ダム、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、配水池、配水塔、ポンプ設備、管きょ（導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きょを含む。）とする。

9 主要な構造計算（自由様式）

※ 水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度、安定性等の計算とともに、各施設の計画緒元を記載すること。

※ 記載すべき水道施設は、ダム及び取水堰（水道専用の場合のみ）、取水門、取水塔、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔及び高架タンクとする。

IV その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）（自由様式）

1 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業の経営を必要とする理由を記載した書類

※ 当該事業経営の必要性について簡潔に記載すること。

2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類

※ 地方公共団体以外の法人、組合の場合は次の書類を添付のこと。

総会等の水道布設議決書、布設予算議決書等の意思決定を証する書類

3 市町村の同意を得た旨を証する書類

※ 市町村以外の者（法人、組合のみならず県、一部事務組合も含む）が水道事業経営を行う場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類

※ 他の市町村を給水区域に含む場合は当該市町村の同意書等の写し

※ 給水人口が2千人以下の簡易水道で消火栓を設置しない場合は消防組織法第7条に規定する市町村長との協議書（法第25条第2項）

4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

※ 全ての水源（既存水源を含む）について、取水の確実性を証明する。

※ 詳細は厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の水道事業等の認可等の手引きを参照。

5 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約

※ 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約を添付し、法人等の目的、組織体制等を確認できること。

6 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類

※ 他の水道事業の廃止を伴う場合は、廃止許可書又は廃止届出書の写しを添付すること。

※ 区域内に専用水道が設置されている場合は、給水人口、給水量、水源及び今後の水道事業への統合の可能性について整理すること。

7 その他、図面

※ 図面目録を作成し、次の地図及び図面を添付する

①「給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする地図」

②「水道施設の位置を明らかにする地図」

③「水源の周辺の概況を明らかにする地図」

④「主要な水道施設（次の⑤に掲げるものを除く）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図」

⑤「導水管きょ、送水管及び主要な配水管の配置の状況を明らかにする平面図及び縦断面図」

※ 上記①～②は一葉の図面（標準縮尺 1/10,000～1/25,000）とし、行政区域、当該給水区域、他の水道事業、専用水道、各水道施設（取水・導水・浄水・送水施設・配水池及び配水本管）を次の区分により色分けして示すこと（凡例も付すこと）。

- | | | | |
|----------|---|--------------|---|
| ・行政区域 | 茶 | ・既認可給水区域 | 青 |
| ・新設、拡張区域 | 赤 | ・他の水道事業の給水区域 | 緑 |
| ・専用水道の位置 | 黄 | | |
| ・既存施設 | 黒 | ・新設施設 | 赤 |

※ 上記③には、汚水処理施設、廃棄物処理施設、畜産関係施設等、水源に影響を与えるおそれのある施設について明記すること。また、湖沼においては、窒素及びりんによる富栄養化が問題になっている水源もあるので、必要に応じて、生活排水等の流入状況についても明記すること。標準縮尺は、1/1,000～1/10,000 であることが望ましい。

※ 上記④の「主要な水道施設」とは、ダム、取水堰、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプます、沈砂池、凝集池、沈澱池、ろ過池、浄水池等、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽とする。

図面縮尺は次による。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ・取水場、浄水場、配水場等の一般平面図 | 1/500～1/1,000 |
| ・主要な水道施設の水位高低図 | 縦 1/100 又は 1/200 横任意 |
| ・主要な水道施設の一般図 | 1/100～1/500 |

・主要な水道施設の構造詳細図

1/10～1/100

※ 上記⑤の平面図（1/1,000～/10,000）には、測点符号、管種、管径、延長、制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置を明示すること。

縦断面図（縦 1/200～1/400、横 1/1,000～1/5,000）には、このほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位を明示すること。

なお、変更認可の申請を行う場合は、新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設（他の水道事業等の全部を譲り受ける場合を除く）の図面を添付すれば足りる。

(参考) 工事費内訳書

費目	種目別	施設別	工種別	形状寸法等	単位	単価	金額	備考
事費	本工事費 (含付帯 工事費)	貯水施設	堤体工		1式	—		
			管理設備工		〃	—		
			仮設備工		〃	—		
			〇〇〇					
		取水施設	取水堰築造工		1式	—		
			取水ポンプ室 築造工		m ²			
			取水ポンプ設 備工	〇〇型 Q=〇ℓ/min	台			
			〇〇〇					
		導水施設	導水管布設工	SPφ2,000 シールド	m			
			〃	SPφ1,100 〃	m			
			〇〇〇					
		浄水施設	着水井築造工	RC造(w×L×H)	池			
			凝集池 〃		〃			
			薬注設備工	PAC、苛性ソーダ、 塩素	1式	—		
			混和池築造工	RC造(w×L×H)	池			
			薬品混和設備工	〇〇ミキサー	1式	—		
			受変電 〃		〃	—		
			計装 〃		〃	—		
			敷地造成工		m ²			
			場内配管工	DCIPφ200	m			
			〇〇〇					
			送水施設	送水管布設工	SPφ1,500 シールド	m		
		〃		SPφ1,000 推進	〃			
		〃		DCIPφ600 開削	〃			
		水管橋下部工			1式	—		
		〃 上部工		逆三角トラス	m			
		加圧ポンプ室 築造工		RC造	m ²			
		〃 設備工		〇〇型 Q=〇ℓ/min	台			
		〇〇〇						
		配水施設	配水池築造工	RC造〇〇m ²	池			
			配水管布設工	DCIPφ400 開削	m			
			ダム等負担金		1式			
			用地費及び補償費		〃			
			調査費		〃			
			工事雑費		〃			
		事務費	同左		〃			
			計					

2 水道事業の休止（又は廃止）許可の申請（法第11条）

（1）申請の該当要件

現に給水している水道事業の全部又は一部を、休止又は廃止（既存の水道事業者への譲り渡しに伴う廃止を除く）しようとする場合。

（2）申請の時期

休止又は廃止しようとする前に、予め許可を得ておくこと。

（3）提出先

（知事認可事業の場合）保健所経由で知事へ提出。

（4）提出部数

知事あての申請書の提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

（5）提出様式

「様式第2号」による。

番 号
年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

申請者住所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)
水道事務所の所在地

水道事業経営の休止（又は廃止）許可申請書

元号○○年○○月○○日付け熊本県指令○○第○○号で認可をうけた○○水道事業について、次のとおり事業の全部（又は一部）を休止（又は廃止）したいので許可されるよう水道法第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 休廃止計画書
- 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類
- 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図
- 当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類（地方公共団体以外の水道事業者である場合）

休廃止計画書

1. 休止又は廃止する区域

既認可（前回届出）の区域 （休止又は廃止する区域に下線を引くこと）	今回申請後の区域

2. 休止又は廃止の予定年月日

3. 休止又は廃止する理由

4. 給水再開の予定年月日（休止の場合）

5. 廃止後の給水区域、給水人口及び給水量（一部廃止の場合） 様式19のとおり

6. 廃止後の給水人口、給水量の算出根拠（一部廃止の場合）

3 水道事業の供給規程変更認可の申請 (法第14条第6項)

(1) 認可の該当要件

地方公共団体以外の水道事業者が、供給規程に定められた次の供給条件を変更しようとする場合。

①料金の変更

②給水装置工事の費用の負担区分の変更

③水道事業者の責任に関する事項の変更

- ・ 給水区域
- ・ 料金等の徴収方法
- ・ 給水装置工事の施行方法
- ・ 給水装置の検査及び水質検査の方法
- ・ 給水制限、停止等の手続き など

④需要者の責任に関する事項の変更

- ・ 給水契約の手続き
- ・ 料金等の支払い遅延・不払い等の場合の措置
- ・ メーターの賃貸料等
- ・ 給水装置の検査拒否の場合の措置 など

⑤貯水槽水道に関する水道事業者及び設置者の責任に関する事項の変更

(2) 認可申請の時期

供給規程の変更を行おうとするときは、予め認可申請し、認可を得たのちに施行すること。

(3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての申請書の提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第3号」による。

番 号
年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

申請者住所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)
水道事務所の所在地

水道事業供給規程変更認可申請書

〇〇市〇〇水道事業の供給規程を変更したいので、水道法第14条第6条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて認可申請します。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 変更項目及び内容の新旧比較対照表
- 3 料金を変更する場合
 - ・ 「料金の算出根拠」
 - ・ 「経常収支の概算」
- 4 供給規程の写し
- 5 変更予定年月日

4 水道事業の給水開始の届出 (法第13条)

(1) 届出の該当要件

配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設、又は改造した場合において、それらの施設を利用して給水を開始しようとする場合。

(2) 届出の時期

給水開始しようとする前に、予め届け出ること。

(3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第4号」による。

水道事業の給水開始届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道事業について水道施設が完成し、給水を開始したいので、水道法第13条の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)
水道事務所の所在地

(添付書類)

- 1 新設、増設又は改造した水道施設の名称、規模及び構造
※ 供用開始しようとする水道施設について記載すること
- 2 給水開始予定年月日
- 3 給水人口
※ 全体計画給水人口及び今回給水対象人口を記載すること。
- 4 水質検査成績書
※ 採取場所は、当該新設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端（必ずしも給水栓を意味しない）とする。
※ 系統が複数存在する場合は、それぞれの系統毎に水質検査すること。
- 5 施設検査成績書
※ 供用開始しようとする水道施設の「浄水及び消毒の能力」「流量」「圧力」「耐力」「汚染並びに漏水」について、水道技術管理者が行った検査結果を示すこと。
- 6 平面図
※ 既給水区域、今回給水開始しようとする区域を色分けして示すこと。
※ 主な水道施設を明示すること。
※ 水質検査のための採水場所を示すこと。

5 水道事業の料金変更の届出 (法第14条第5項)

(1) 届出の該当要件

地方公共団体が供給規程に定められた水道料金を変更した場合。

(2) 届出の時期

水道料金の変更後、速やかに提出すること。

(3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第5号」による。

水道事業水道料金変更届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道事業について水道料金を変更したので、水道法第14条第5項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

(添付書類)

1 水道料金

※ 変更前後の水道料金について、新旧比較して記載する。

2 料金変更の理由

※ 変更が必要になった理由を簡潔に記載すること。

3 料金変更の年月日

4 料金の算出根拠及び経常収支の概算 (施行規則第12条の6)

※ 様式第5号-1による。

5 水道料金改定後の供給規程の写し。

様式第5号-1

料金の算出根拠及び経常収支の概算

布設年月日 年 月 日

給水人口 人

計算期間 自 年 月 至 年 月

(収入の部)

項 目	金 額		算 出 根 拠
	最近1カ年間の実績	今後の見込み	
料 金	円	円	用途別に単価及び数量を記載すること。
給水装置工事費			
そ の 他			
合 計			

(支出の部)

項 目	金 額		算 出 根 拠		
	最近1カ年間の実績	今後の見込み			
取水・貯水及び導入費	人件費	給 料	円	円	取水量〇〇m ³ 、 1m ³ 当たり〇〇円〇〇銭
		賃 金			
		雑 給			
		諸 手 当			
		福 利 費			
	電 力 費				
	修 繕 費				
	用 水 費				
	減 価 償 却 費				
	そ の 他				
小 計					
浄水及び送水費	人件費	給 料			
		賃 金			
		雑 給			

項 目		金 額		算 出 根 拠
		最近 1 カ年間の実績	今後の見込み	
浄水及び送水量	人件費	諸 手 当	円	円
		福 利 費		
	浄水用薬品費			
	電 力 費			
	修 繕 費			
	減 価 償 却 費			
	そ の 他			
小 計				浄水量〇〇m ³ 、 1 m ³ 当たり〇〇円〇〇銭
配水費	人件費	給 料		
		賃 金		
		雑 給		
		諸 手 当		
		福 利 費		
	浄水用薬品費			
	電 力 費			
	修 繕 費			
	減 価 償 却 費			
	そ の 他			
小 計				配水量〇〇m ³ 、 1 m ³ 当たり〇〇円〇〇銭
給水装置工事費	人件費	給 料		
		賃 金		
		雑 給		
		諸 手 当		
		福 利 費		
	材 料 費			
そ の 他				
小 計				取扱件数〇〇件、1 件当たり〇〇円
一般管理費	人件費	給 料		
		賃 金		
		雑 給		
		諸 手 当		
		福 利 費		

項 目	金 額		算 出 根 拠
	最近 1 ヲ年間の実績	今後の見込み	
一 般 管 理 費	備 品 費	円	円
	消 耗 品 費		
	通 信 運 搬 費		
	光 熱 費		
	修 繕 費		
	公 課 費		
	支 払 利 息		
	減 価 償 却 費		
	そ の 他		
小 計			有収水量〇〇m ³ 、 1 m ³ 当たり〇〇円〇〇銭
合 計			有収水量 1 m ³ 当たり 〇〇 円

- (注) 1 「今後の見込み」欄は、概ね5ヵ年間の見込額の年平均額を記載すること。
- 2 「算出根拠」欄は、できるだけ詳細に記載し、内容の複雑なものは別紙とすること。
- 3 地方公共団体の経営する水道事業にあっては、起債償還額が減価償却額をこえるときは当分の間、その差額を「一般管理費」の「その他」の欄に記載して差し支えないこと。
- 4 地方公共団体以外の者の経営する水道事業にあって配当を必要とするものは資本に対して年1割以下の利潤を「一般管理費」の「その他」の欄に記載して差し支えないこと。
- 5 給水人口が20,000人以下の水道事業にあっては、取水、貯水及び導水費、浄水及び送水費、配水費、一般管理費等の部門別を廃して、これらを一括する様式としても差し支えないこと。
- 6 総原価の有収水量1立方メートル当たり平均の算出に当たっては、総原価の中には給水装置工事費は含めないこと。

6 水道事業の記載事項変更の届出 (法第7条第3項)

(1) 届出の該当要件

認可申請書に記載した、申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、水道事務所の所在地に変更があった場合（市町村合併による法人格の変更も対象となる）。

(2) 届出の時期

記載事項の変更の事実発生後、速やかに提出すること。

(3) 提出先

（知事認可事業の場合）保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

(5) 提出様式

「様式第6号」による。

水道事業記載事項変更届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道事業について、下記のとおり記載内容に変更が生じたので、水道法第7条第3項の規定に基づきお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)
水道事務所の所在地

記

- 1 水道事業の名称
旧
新
- 2 申請者の住所 (法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地)
旧
新
- 3 申請者の氏名 (法人又は組合にあっては事務所の名称及び代表者の氏名)
旧
新
- 4 水道事務所の所在地
旧
新
- 5 変更年月日

7 水道事業の第三者委託契約締結（又は失効）の届出

（法第24条の3第2項）

（1）届出の該当要件

水道事業者が、水道法第24条の3に規定により、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託（又は委託契約が失効）した場合。

（2）届出の時期

第三者委託契約締結（又は失効）後、遅滞なく提出。

（3）提出先

（知事認可事業の場合）保健所経由で知事へ提出。

（4）提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

（5）提出様式

「様式第7号」による。

水道事業第三者委託契約締結（又は失効）届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道事業について、水道法第24条の3に基づく第三者委託契約を締結（又は失効）したので、同条第2項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 （主たる事務所の所在地）

氏 名 （主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

水道事務所の所在地

（添付書類）

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名
※ 法人、組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
※ 資格を確認できる書類を添付のこと。
- 3 委託した業務の範囲
※ 委託した施設名及び委託業務の内容を詳細に記載すること。
- 4 契約期間
※ 業務委託期間を記載する。
- 5 委託契約書
※ 委託契約書の写しを添付する。
- 6 契約の効力を失った理由
※ 契約失効の場合に記載する。

8 水道事業の軽微な変更の届出 (法第10条第3項)

(1) 届出の該当要件

軽微な変更とは、法第10条第3項(規則第7条の2)の規定による事業内容の変更のうち、次の①～③のいずれかの変更である。ただし、①～③の複数の変更該当する場合は、変更認可が必要となる。

① 給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更で、次の要件をすべて満たす場合に限る。ただし、給水人口のみが増加する(給水量には変更がない)場合にはウを満たす必要はない。

ア 水道施設(送水施設(内径250mm以下の送水管及びその付属設備(ポンプを含む))及び配水施設を除く。)の整備を伴わない

イ 変更後の給水人口が他の水道事業の給水区域と重複しない

ウ 変更後の給水人口と認可給水人口(直近で他の水道事業の全部譲り受けに伴う変更の届出を行っている場合は、変更後の給水人口)の差が認可給水人口の10分の1以下

エ 変更後の給水量と認可給水量の差が認可給水量(直近で他の事業の全部譲り受けに伴う変更の届出を行っている場合は、変更後の給水量)の10分の1以下

② 浄水方法の変更(他の変更を伴わず、次に掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更に限る。)

- | | |
|-------------|-------------|
| ・ 普通沈殿池 | ・ 薬品沈殿池 |
| ・ 高速凝集沈殿池 | ・ 緩速ろ過池 |
| ・ 急速ろ過池 | ・ 膜ろ過設備 |
| ・ エアレーション設備 | ・ 除鉄設備 |
| ・ 除マンガン設備 | ・ 粉末活性炭処理設備 |
| ・ 粒状活性炭処理設備 | |

※ 粉末活性炭処理設備、粒状活性炭処理設備については、変更前の浄水処理工程に追加整備する場合に限る。

③ 取水地点の変更(河川水を水源とする取水地点の変更において、他の変更を伴わず、次に掲げる事由等により、現在の取水地点と変更後の取水地点までの区間(特定区間)における原水の水質が大きく変わるおそれがないものに限る。)

ア 特定区間に流入する河川がないとき

イ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき

(2) 提出時期

変更に係る事業に着手する前に、予め届け出ること。

(3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第8号」による。

水道事業の軽微な変更届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道事業について、軽微な変更を行いたいので、水道法第10条第3項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

(添付書類)

I 事業変更計画書

1 変更後の給水区域、給水人口及び給水量（様式1を準用）

- ※ 給水区域は、原則として、町名、字名等で記載し、拡張区域が明示されていること。
- ※ 当面の目標年次及び計画給水人口及び給水量を記載すること。
- ※ 既計画と軽変後を比較対照して記載すること。

2 水道施設の概要（自由様式）

- ※ 水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力及び概要等について水系ごとに貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（配水管路除く）の概要を記載すること。（フロー図を添付すること）
- ※ 既計画と軽変後を比較対照して記載すること。

3 給水開始の予定年月日（自由様式）

- ※ 給水区域内の需要者に対する給水開始の予定年月日を明示すること。
- ※ 給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合や水道施設を部分的に稼働させ給水を開始する場合には、一部給水開始や部分的な稼働開始による給水開始の予定年月日とともに、給水区域の全域の給水開始や水道施設等を全部稼働させ給水を開始する予定年月日が明示されていること。

4 変更後の給水人口及び給水量の算出根拠（自由様式）

(1) 給水人口の算出

給水人口は、当該地域の社会的条件を基礎として、合理的に設定した常住人口に給水普及率を乗じて定める。その際の給水人口は、当該事業計画期間内で最大となる給水人口を包含する適切な値とする。

常在人口の推定は、通常、地方公共団体が策定する基本構想等や水道基盤強化計画と整合していることが望ましいが、基本構想等や水道基盤強化計画の計画値が事業計画上不適当と考えられる場合には、別途推計を行うこと。

(2) 給水量の算出

給水量は用途別の実績給水量を踏まえて推計を行う（実績給水量を用途別に把握できない事業者にあっては、これによらず算出しても差し支えない。）。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

(3) 水需要予測の簡素化

同種作業の重複を避けるため、要件を満たした場合に限り、水需要予測を簡素化することができる（給水区域の拡張に係る事業変更を除く）。詳細は厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の水道事業等の認可等の手引きを参照。

II 工事変更設計書

1 変更される浄水（取水）施設に係る水源の種別及び取水地点（様式 9 を準用）

※ 浄水方法の変更、取水地点の変更の場合のみ

※ 既認可時点、現時点（現況）、今回届出の計画目標年次（年度）に分けて水源の種別及び取水地点を記載する。

※ 水源の種別の区分は、以下の区分とする。

- ・ 河川水（自流水）
- ・ 湖沼水（自流水）
- ・ ダム水（放流水を含む）
- ・ 伏流水（河川水が地下に伏流したもの）
- ・ 浅層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）
- ・ 深層地下水（第一不透水層より深層部の地下水）
- ・ 湧水
- ・ 水道用水供給事業から供給を受ける水
- ・ その他（海水、ため池等）

※ 取水地点は、地番、地先名を記載すること。

※ 表流水、伏流水にあつては水利権の許可年月日、許可番号、地下水にあつては井戸深度、計画取水量、深層地下水の場合は第一不透水層深度等も含めて記載する。

2 変更される浄水（取水）施設に係る水源の水量の概算及び水質試験の結果

※ 浄水方法の変更、取水地点の変更の場合のみ

(1) 水源の水量の概算（様式 10 を準用）

※ 計画目標年次（年度）までの年度ごとの一日最大取水量と「II 1 変更される浄水（取水）施設に係る水源の種別及び取水地点」に記載した水源ごとの取水可能量及び計画取水量を記載すること。

※ 計画取水量については、「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」（取水地点の変更の場合、添付）を踏まえて適切に策定したものであること。期別で変動するものにあつては期別ごとに記載すること。

(2) 水質試験の結果（様式 11 を準用）

※ 水源において水質が最も悪化していると考えられる時期、すなわち、降雨、降雪、洪水、渇水時等においても水質基準に適合する水を供給するようにならなければならないので、この時期を含んで過去 1 年以内に行った原

水の全項目試験（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブromoホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味は省略可。）の結果を添付すること。

- ※ 必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。
- ※ クリプトスポリジウム等の指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源についてはクリプトスポリジウム等の試験結果についても記載されていること。
- ※ 様式 1 1 については、本様式に因りがたい場合には、別途作成しても差し支えない。

3 変更後の浄水方法（様式 1 4 を準用）

- ※ 浄水方法の変更の場合のみ
- ※ 浄水方法について、既認可、現況、今回届出に分けて、浄水場ごとに浄水方法及び現況施設における水質上の課題を記入すること。
- ※ 工程毎に処理の主要諸元（薬品注入量、滞留時間等）を記載すること。
- ※ オゾン処理、生物処理、紫外線処理を行う場合、又は規則第 7 条の 2 第 2 号に掲げられていない施設を利用する場合には、実験データ等により、安全性・確実性・経済性・維持管理計画等を明らかにすること。
- ※ その浄水方法を選定した理由を添付すること。

4 配水管における最大静水圧及び最小動水圧（様式 1 5 を準用）

- ※ 浄水方法の変更及び取水地点の変更の場合以外。
- ※ 浄水場の系統（配水区域）ごとに配水管から給水管に分岐する箇所における最大静水圧及び最小動水圧を記載すること。併せて、少なくとも、給水区域内で最大静水圧となる箇所と最小動水圧となる箇所について記載すること。
- ※ 最小動水圧が 150 キロパスカルを下回る場合、最大静水圧が 740 キロパスカルを上回る場合は、給水に支障がないことを示すこと。
- ※ 消火栓使用時において、配水管内で最小動水圧となる値及びその箇所についても記載し、正圧に保たれていることを示すこと。

5 工事の着手及び完了の予定年月日（自由様式）

- ※ 水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日を明記する。
- ※ 工事が無い場合は「該当なし」で差し支えない。
- ※ 工事区域を幾つかの区域に分けて段階的に工事が完了する場合には、そ

それぞれの区域に対する工事完了の予定年月日を明記すること。

Ⅲ その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）（自由様式）

- 1 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業の経営を必要とする理由を記載した書類
 - ※ 給水区域拡張の場合のみ
 - ※ 当該事業経営の必要性について簡潔に記載すること。

- 2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類
 - ※ 給水区域拡張の場合のみ
 - ※ 地方公共団体以外の法人、組合の場合は次の書類を添付のこと。
総会等の水道布設議決書、布設予算議決書等の意思決定を証する書類

- 3 市町村以外の者である場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類
 - ※ 給水区域拡張の場合のみ
 - ※ 市町村以外の者（法人、組合のみならず県、一部事務組合も含む）が水道事業経営を行う場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類
 - ※ 他の市町村を給水区域に含む場合は当該市町村の同意書等の写し

- 4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類（自由様式）
 - ※ 取水地点の変更の場合のみ
 - ※ 全ての水源（既存水源を含む）について、取水の確実性を証明する。
 - ※ 詳細は厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の水道事業等の認可等の手引きを参照。

- 5 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類（自由様式）
 - ※ 浄水方法の変更及び取水地点の変更の場合以外
 - ※ 他の水道事業の廃止を伴う場合は、廃止許可書又は廃止届出書の写しを添付すること。
 - ※ 区域内に専用水道が設置されている場合は、給水人口、給水量、水源及び今後の水道事業への統合の可能性について整理すること。

- 6 添付図面
 - ※ 図面目録を付し、次の地図及び図面を添付する
 - ①「給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする地図」

②「水道施設の位置を明らかにする地図」

③「主要な水道施設であって、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図」

※ 上記①~②は一様の図面（1/10,000~1/25,000）とし、行政区域、当該給水区域、他の水道事業、専用水道、各水道施設（取水・導水・浄水・送水施設・配水池及び配水本管）を次の区分により色分けして示すこと。

- | | | | |
|----------|---|-----------|---|
| ・ 行政区域 | 茶 | ・ 既認可給水対象 | 青 |
| ・ 新規給水対象 | 赤 | | |
| ・ 既存施設 | 黒 | ・ 新設施設 | 赤 |

※ 上記①は、浄水方法の変更及び取水地点の変更の場合以外

※ 上記③は、浄水方法の変更、取水地点の変更の場合のみ

新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設（他の水道事業の全部を譲り受ける場合を除く）の図面を添付すれば足りる。

（参考）

- ・ 軽微な変更の際に設定する目標年度、計画給水人口、計画1日最大給水量は、認可のそれとは別に事業者の責任で当面の期間の計画値として適切に設定するもの。
- ・ 新たな計画値はあくまでも当面の計画値であり、認可値とは異なる（認可値は軽微な変更の対象となるかどうかの算定基準であるとともに、軽微な変更後も従前の認可値は存続する）。
このため、直近の認可値と届出された当面の計画値の2つの値が存在することとなる（水道台帳にも両方の値を記載）。
- ・ 軽微な変更を行った後に変更認可申請を行う場合は、軽微な変更前の直近の認可値からの変更となる。

9 水道事業の譲り受けの届出 (法第10条第3項)

(1) 届出の該当要件

水道法第10条第1項の規定に基づき、他の水道事業の全部を譲り受ける場合。

(2) 届出の時期

譲り受けを行おうとする前に、予め届け出ること。

(3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第9号」による。

水道事業の譲り受け届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道事業について、下記水道事業の全部を譲り受けたいので、水道法第10条第3項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

記

1 譲り受ける相手方の事業の名称

※ 相手方の水道事業名、住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）を記載すること。

2 譲り受け予定年月日

※ 譲り受けの予定日を記載する。

(添付書類)

I 事業変更計画書

1 変更後の給水区域、給水人口及び給水量（様式1を準用）

※ 当該変更に係る給水区域は、各事業の給水区域を併せたものとし、原則として、町名、字名等で記載し、譲り受ける区域が明示されていること。

※ 既計画と譲り受け後を比較対照して記載すること。

2 水道施設の概要（自由様式）

※ 水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力及び概要等について水系ごとに貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（配水管路除く）の概要を記載すること。（フロー図を添付すること）

※ 既計画と譲り受け後を比較対照して記載すること。

3 給水開始の予定年月日（自由様式）

※ 給水区域内の需要者に対する給水開始の予定年月日を明示すること。

※ 給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合や水道施設を部分的に稼働させ給水を開始する場合には、一部給水開始や部分的な稼働開始による給水開始の予定年月日とともに、給水区域の全域の給水開始や水道施設等を全部稼働させ給水を開始する予定年月日が明示されていること。

4 給水人口及び給水量の算出根拠（自由様式）

給水人口及び給水量の審査は次に掲げる方法のいずれかで行うこととし、各事業の規模等を勘案し、適切な方法を選択すること。

(1) 水需要予測の実施

過去の実績及び社会経済情勢の推移を反映した事業計画及び施設規模等を導くことにより、持続可能な水道を実現するという観点から、水需要予測を行うことが最も望ましい。水需要予測を実施する場合は、変更前の事業単位で行うことが一般的であるが、変更前の事業数が多く、かつ適切に水需要予測を行うことが出来ると判断できる場合には複数の事業をまとめて水需要予測を行うこともできる。

(2) 事業計画の活用

変更前の各事業の事業計画に記載された各年度の給水人口、給水量を足し合わせたものとしても差し支えない。その際の算出方法としては、各事業の事業計画における計画目標年次（年度）が一致していない場合、最も遠い計画目標年次（年度）を変更後の事業計画における計画目標年次（年度）とし、この間の他の事業計画における各年度の給水人口及び給水量はそれぞれの

計画目標年次（年度）における値と同値と仮定して、変更後の事業計画における各年度の給水人口及び給水量を算出する。なお、最も遠い計画目標年次（年度）も譲り受ける年度以前となる場合は、変更後の事業計画における計画目標年次（年度）を譲り受ける年度の翌年度とし、同様に各年度の給水人口及び給水量を算出する。

(3) 認可給水人口、認可給水量の活用

(1) 及び(2)により難しい場合、各事業の認可給水人口及び認可給水量を単純に足し合わせたものでも可能とする。その際、規則第8条の2第2項第1号二に掲げる給水人口及び給水量の算出根拠については単純に足し合わせる方法とした旨を簡潔に記述する。

5 経常収支の概算（様式3を準用）

※ 収益的収支及び資本的収支が、計画目標年次（年度）に至るまでの年度ごとに記載されていること。

※ 資本欠損等が見込まれる場合には、併せて補償財源及び補償方法を示すほか、剰余金、内部留保金の取り扱い等についても明らかにすること。

※ 収支の積算根拠は、科目ごとに明らかにされていなければならない。

※ 様式3は、地方公営企業法施行規則で定める損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の各様式をもって代えることができることとする。

※ 10年以上を基準とした合理的な期間について水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを公表するよう努めなければならない。認可等に関する申請においても、当該収支の見通しの作成・公表を参考にし、合理的な期間について経常収支の概算を作成することが考えられる。

6 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

※ 給水条例（供給規程）に次の内容が明示されていること。

- ・ 水道料金
- ・ 水道事業者の責任に関する事項
- ・ 需要者の責任に関する事項
- ・ 給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出根拠
- ・ 貯水槽水道に関する水道事業者及び貯水槽水道設置者の責任に関する事項

※ 給水条例又は供給規定の写しを添付すること。

II 工事変更設計書

1 配水管における最大静水圧及び最小動水圧（様式15を準用）

※ 浄水場の系統（配水区域）ごとに配水管から給水管に分岐する箇所における最大静水圧及び最小動水圧を記載すること。併せて、少なくとも、給水区域内で最大静水圧となる箇所と最小動水圧となる箇所について記載すること。

※ 最小動水圧が 150 キロパスカルを下回る場合、最大静水圧が 740 キロパスカルを上回る場合は、給水に支障がないことを示すこと。

※ 消火栓使用時において、配水管内で最小動水圧となる値及びその箇所についても記載し、正圧に保たれていることを示すこと。

2 工事の着手及び完了の予定年月日（自由様式）

※ 水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日を明記する。

※ 工事が無い場合は「該当なし」で差し支えない。

※ 工事区域を幾つかの区域に分けて段階的に工事が完了する場合には、それぞれの区域に対する工事完了の予定年月日を明記すること。

III その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）（自由様式）

1 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業の経営を必要とする理由を記載した書類

※ 当該事業経営の必要性について簡潔に記載すること。

2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類

※ 地方公共団体以外の法人、組合の場合は次の書類を添付のこと。

総会等の水道布設議決書、布設予算議決書等の意思決定を証する書類

3 市町村以外の者である場合は、法第 6 条第 2 項の同意を得た旨を証する書類

※ 市町村以外の者（法人、組合のみならず県、一部事務組合も含む）が水道事業経営を行う場合は、市町村の同意が必要。

4 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類

※ 区域内に専用水道が設置されている場合は、給水人口、給水量、水源及び今後の水道事業への統合の可能性について整理すること。

5 その他、図面

※ 図面目録を作成し、次の地図及び図面を添付すること。

①「給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする地図」

②「水道道施設の位置を明らかにする地図」

※ 上記①～②は一葉の図面（標準縮尺 1/10,000～1/25,000）とし、行政区
域、当該給水区域、他の水道事業、専用水道、各水道施設（取水・導水・
浄水・送水施設・配水池及び配水本管）を次の区分により色分けして示す
こと（凡例も付すこと）。

- | | | | |
|-----------|---|---------------|---|
| ・ 行政区域 | 茶 | ・ 既認可給水区域 | 青 |
| ・ 譲り受け区域 | 赤 | ・ 他の水道事業の給水区域 | 緑 |
| ・ 専用水道の位置 | 黄 | | |
| ・ 既存施設 | 黒 | ・ 譲り受け施設 | 赤 |

10 水道事業の譲り渡しに伴う事業廃止の届出

(法第11条第2項)

(1) 届出の該当要件

水道事業の全部譲り渡しに伴い、水道事業を廃止する場合。

※ 統合に伴い新たに事業を創設する場合は、本届出でなく廃止許可（P17）が必要。

(2) 届出の時期

水道事業の廃止を行おうとする前に、予め届け出ること。

(3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

(5) 提出様式

「様式第10号」による。

水道事業の譲り渡しに伴う事業廃止届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道事業について、下記水道事業者への譲り渡しに伴い、当該水道事業の全部を廃止したいので、水道法第11条第3項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

記

- 1 譲り渡しの相手方の水道事業名
- 2 譲り渡しの相手方の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

添付書類

- 廃止計画書
- 水道事業の廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類
- 廃止する給水区域を明らかにする地図
- 当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類（地方公共団体以外の水道事業者である場合）

廃止計画書

1. 廃止する区域

既認可（前回届出）の区域 （廃止する区域に下線を引くこと）	今回届出後の区域

2. 廃止の予定年月日

3. 廃止する理由

1 1 水道事業の水道技術管理者設置（変更）の届出

（法第 19 条第 1 項）

（1）届出の該当要件

水道法第 19 条第 1 項の規定に基づき水道技術管理者を設置（変更）した場合。

（2）届出の時期

水道技術管理者の設置（変更）の事実発生後、速やかに届出。

（3）提出先

（知事認可事業の場合）保健所経由で知事へ提出。

（4）提出部数

知事あての提出部数は、2 部（内保健所 1 部、知事 1 部）とする。

（5）提出様式

「様式第 11 号」による。

水道事業の水道技術管理者設置（変更）届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道事業について、水道法第 19 条第 1 項の規定に基づき水道技術管理者を設置（変更）したのでお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 （主たる事務所の所在地）

氏 名 （主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

水道事務所の所在地

記

- 1 水道技術管理者の氏名
- 2 設置（変更）年月日
- 3 水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験
- 4 添付書類
水道技術管理者の資格を有することを証する書面
（履歴書、水道法施行規則第 14 条第 3 号に定める厚生大臣が認定する講習の修了証書の写し等）